

# 目 次

第1編 母子保健法【抜粋】.....	5
第1章 総則.....	5
第2章 母子保健の向上に関する措置.....	6
第3章 こども家庭センターの母子保健事業.....	10
第2編 保育所における感染症対策ガイドライン.....	11
1. 感染症に関する基本的事項.....	11
2. 感染症の予防.....	17
(1) 感染予防.....	17
コラム:新型コロナウイルス感染症について.....	37
3. 感染症の疑い時・発生時の対応.....	39
4. 感染症対策の実施体制.....	42
別添1 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症).....	43
第3編 定期接種実施要領.....	44
第1 総論.....	44
第2 各論.....	47
第4編 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン.....	52
第Ⅰ部:基本編.....	52
第Ⅱ部:実践編.....	61

<b>第5編 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</b> .....	<b>63</b>
1 事故の発生防止（予防）のための取組み.....	63
2 事故の再発防止のための取組み.....	72
<b>第6編 保育所保育指針</b> .....	<b>73</b>
第1章 総則.....	73
第2章 保育の内容 .....	78
第3章 健康及び安全 .....	83
第4章 子育て支援.....	87
第5章 職員の資質向上（省略）.....	87

## 第20条（養育医療）

- ① 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。
  - ② 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。
  - ③ 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。
    - 一 診察
    - 二 薬剤又は治療材料の支給
    - 三 医学的処置、手術及びその他の治療
    - 四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
    - 五 移送
- （第20条 以下省略）

## 第3章 こども家庭センターの母子保健事業

### 第22条

- ① こども家庭センターは、児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うものとする。
  - 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
  - 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
  - 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
  - 四 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第9条の2第2項の支援を行うこと。
  - 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。
- ② （省略）

### ＜学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準＞

- 第一種：治癒するまで
- 第二種（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）：  
次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。）
  - ・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）  
……………発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
  - ・ 百日咳<sup>せき</sup>……………特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
  - ・ 麻疹……………解熱した後3日を経過するまで
  - ・ 流行性耳下腺炎<sup>じかせん</sup>……………耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹<sup>せつかせん しゅちよう</sup>が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
  - ・ 風疹……………発疹が消失するまで
  - ・ 水痘……………すべての発疹が痂皮<sup>かひ</sup>（かさぶた）化するまで
  - ・ 咽頭結膜熱<sup>いんとう</sup>……………主要症状が消退した後2日を経過するまで
  - ・ 新型コロナウイルス……………発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- 結核、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）及び第三種：  
病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 第3編 定期接種実施要領【抜粋】

（平成25年3月30日 厚生労働省）（令和6年3月29日改正）

### 第1 総論

#### 2 対象者等に対する周知

(4) 麻しん及び風しんの定期接種については、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）及び「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第122号）において、第1期及び第2期の接種率目標を95%以上と定めており、また、結核の定期接種についても、「結核に関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第72号）において、接種率目標を95%以上と定めていることから、予防接種を受けやすい環境を整え、接種率の向上を図ること。

#### 7 予防接種の実施計画

(1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕をもって行われるよう計画を策定すること。

また、インフルエンザの定期接種については、接種希望者がインフルエンザの流行時期に入る前（通常は12月中旬頃まで）に接種を受けられるよう計画を策定すること。

イ （省略）

ウ 接種医療機関において、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮すること。

エ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（(ア)から(ク)までに掲げる者をいう。以下同じ。）について、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。

(ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(イ) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者（なお、インフルエンザの定期接種に際しては、10(5)に記載したように、接種不適合者となることに注意すること）